

新型コロナウイルス感染症にかかる令和4年度奈良県立高等学校
入学者選抜に関するガイドライン（令和4年2月1日改定）

令和4年2月1日

奈良県教育委員会

令和4年度奈良県立高等学校入学者選抜の実施にあたり、新型コロナウイルス感染症の
感染拡大防止の対策を講じて行う。

1 出願について

中学校教職員等による持込み又は郵送とする。

- ① 自動車を利用する場合、高等学校が願書を受け付けている間は車で待機する等、
出来る限り接触を避ける。
- ② 電車を利用する場合も、十分感染予防対策を講じることとする。
- ③ 郵送の場合、郵送と同時に、出願する高等学校に電話で連絡すること。

2 中学校において感染者等が発生した場合の対応について ※別紙参照

- (1) 新型コロナウイルスに感染し、学力検査等の当日（以下、「当日」という。）まで
に完治しない者（以下、「陽性者」という。）
新型コロナウイルス対応の追検査を受検できる。
 - (2) 当日までに家庭等での感染者との濃厚接触者として特定され、最終曝露日（陽性者
との接触等）の翌日から7日が経過していない者（陽性者を除く）
 - ① 発熱等の風邪様の症状がある場合
新型コロナウイルス対応の追検査を受検できる。
 - ② 発熱等の風邪様の症状がない場合
 - ア PCR検査未実施
当日の検査を高等学校の別室で受検できる。※
 - イ PCR検査陰性
当日の検査を高等学校の別室で受検できる。※
※ただし、当該生徒の在籍中学校で、他に(3)②に該当する者がいる場合は、
その者と一緒に中学校等で受検する。
 - (3) 当日までに学校内での感染者との濃厚接触者として特定され、最終曝露日（陽性者
との接触等）の翌日から7日が経過していない者又は、臨時休業により自宅待機を命
じられている者（陽性者を除く）
 - ① 発熱等の風邪様の症状がある場合
新型コロナウイルス対応の追検査を受検できる。
 - ② 発熱等の風邪様の症状がない場合
当日の検査を、原則として、中学校や近隣の施設で受検できる。
- ◎ 2の(2)②イにより高等学校で受検する者については、公共の交通機関（電車、バス
等）を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて検査会場に行くこと。

3 検査当日の発熱・咳等の症状のある受検者について

- (1) 検査開始前（1時間目の検査問題配布が始まる前）に、発熱・咳等の症状について、中学校からの申し出又は本人の申し出があった場合、追検査による対応を提示する。その場合の追検査は、検査当日のPCR検査で陽性になった場合（新型コロナウイルス感染症の罹患が後刻判明した場合を含む。）は新型コロナウイルス対応の追検査、それ以外は令和4年3月23日（水）実施の追検査とする。ただし、検温等を経て、受検可能な状態と判断できる場合は、別室での受検は可能とする。
- (2) 別室での受検となった場合、可能な限り個室とする。個室が難しい場合は、基本的に概ね2メートル以上の間隔での座席配置を行う。ただし、濃厚接触者、接触者及びインフルエンザ等すでに病名の判明している受検者は、それぞれ別の部屋での対応とする。

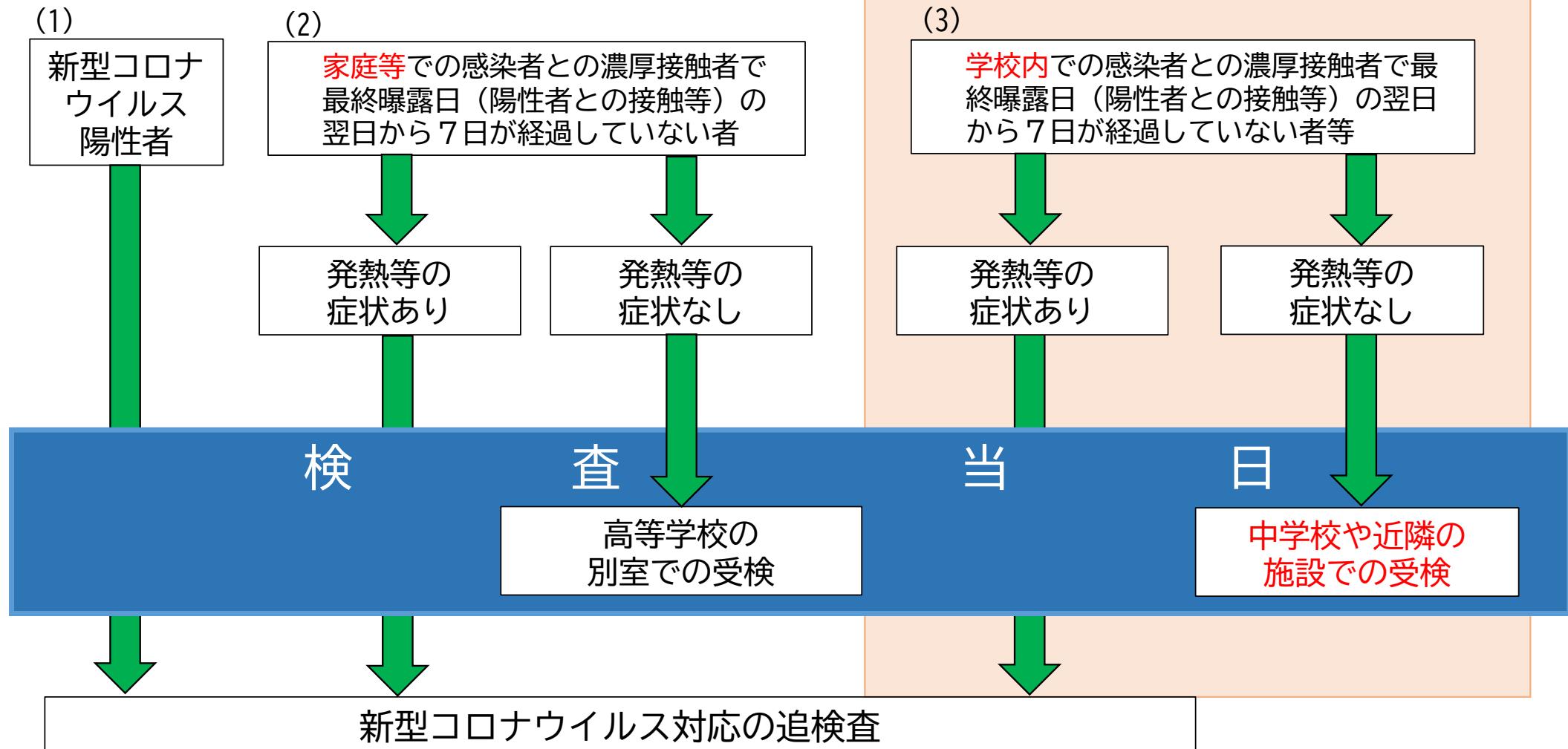
4 新型コロナウイルス対応の追検査について

- ① 対象の選抜の学力検査と同じ教科の学校独自検査（口頭試問）を行う。
- ② 奈良県立磯城野高等学校 フードデザイン科（シェフコース、パティシエコース）の追検査は設定しない。

5 受検者に対する要請事項について

- (1) 発熱・咳等の症状がある場合は、あらかじめ医療機関での受診を行うこと。
- (2) 検査当日は、各自マスクを持参し、昼食時以外は常に着用すること。休憩時間や昼食等における他者との接触・会話を控えること。
- (3) 検査当日、検査場の換気のため窓の開放等を行う時間帯があるため、防寒着の着用を認める。防寒着が必要な場合は、各中学校の規定に合ったものを持参すること。ただし、英単語や漢字の書かれていらないものとする。（実施要項85ページ Q&A参照）
- (4) 曜日から、手洗い・手指消毒、咳工チケットの徹底、身体的距離の確保、「三つの密」の回避等、感染予防対策を講じること。
- (5) 検査2週間前から健康観察の記録とともに行動の記録（特に、家族以外の人との接触した記録）をとっておくこと。

2 中学校において感染者が発生した場合の対応



※ 検査前日に濃厚接触者が特定できない場合は、市町村教育委員会等と県教育委員会で別途協議する。